

投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）との投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の定時定額購入サービス（「名称：投資信託自動積立」、以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めるものです。申込者は、本サービス内容を十分に理解し、申込者の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第2条（定時定額購入サービス）

定時定額購入サービスとは、毎月申込者が指定する振替日に、申込者が指定する買付金額をご指定の引落口座（以下「振替口座」といいます。）から自動引落しし、累積投資銘柄の投資信託の購入にあてる取引をいいます。なお、自動引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。

第3条（買付銘柄の選定）

- (1) 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款に基づき、お客様が非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）での買付けの申込みができる投資信託の銘柄、および非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）での買付けの申込みができる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。
- (2) 申込者は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付けの申込みを行うものとします。（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）

第4条（申込方法）

- (1) 申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、これを当行の取扱店に提出し、当行が承諾した場合に、本サービスを利用できます。
- (2) 申込みにあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済であるときはこの限りではありません。
- (3) 振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託取引におけるお客様が指定した預金口座と同一の口座とします。

第5条（申込内容の変更）

申込者は、振替日の5営業日前まで（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は振替日の前営業日）に当行所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本サービスの中止および申込内容の変更を行うことができます。

第6条（買付けの方法）

- (1) 当行は、振替口座からの自動引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預りし、累積投資約款の定めに従い、買付けを行います。
- (2) 同一の振替日に複数の指定銘柄が存在する場合は、その振替額の合計で振替えることとします。
- (3) 振替日において、買付金額の引落しの結果、振替口座が貸越になる場合は引落しは行いません。また、振替口座の残高不足等の理由で買付金額の引落しが成立しなかった場合は、当行から申込者への通知は特に行いません。
- (4) 振替日が銀行休業日に当たる場合は、その前営業日を振替日とします。

第7条（買付時期および価額）

- (1) 当行は、振替口座から引落しを行った日の翌営業日に、申込者より買付けの申込みがあったものとして取り扱います。ただし、振替口座から引落しを行った日の翌営業日が当該指定銘柄の買付けを行えない日に当たる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付けが可能になる最初の営業日に申込者より買付けの申込みがあったものとして取り扱います。
- (2) 前項の買付価額は、1指定銘柄1万円以上、千円単位とします。ただし、お客様がつみたて投資枠での買付けをする場合の買付価額は1指定銘柄5千円以上、1千円単位とし、かつ当該指定銘柄の取得価額（買付価額から、当行の目論見書補完書面に記載された（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は当行ホームページに掲載された）当該投資信託の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は買付価額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の取得価額の各年ごとの合計額）が120万円を超えることとなるような買付価額の指定はできないものとします。
- (3) 第1項の買付価額には、所定の購入時手数料およびそれに伴う消費税等を含むものとします。
- (4) 第1項の規定にかかわらず、指定銘柄の委託会社が買付けの申込みを受け付けない場合または取り消した場合は、買付けの申込みは不成立となります。この場合、自動引落しした金額は、当該振替日の翌営業日に振替口座にお戻しします。

第8条（返還および果実の再投資）

返還および果実の再投資は、累積投資約款に基づき行うものとします。

第9条（取引および残高の通知）

当行は、本サービスに基づく申込者への取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとします。

① 取引の明細

当行は、第6条および第7条に基づく取引の明細については、四半期に1回以上、期間中の銘柄毎の買付時期および銘柄毎の買

付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

② 金銭および残高明細

当行は、指定銘柄の残高について、前号に定める「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。

第10条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、申込者に遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② その他当行が必要と認める場合

第11条（解約等）

(1) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① 申込者が振替日の5営業日前（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は振替日の前営業日）までに当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② 申込者が指定する振替口座を解約された場合
- ③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合

(2) お客様が非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下、本項において「当該約款」といいます。）の規定に基づき、つみたて投資枠での指定銘柄の買付けを行うため、本サービスを利用される場合において、以下に該当する場合、本サービスを解約する旨をお申し出いただくこととします。なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。

- ① 当該約款第6条の規定に基づき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が廃止される場合、もしくは当該約款第15条の規定に基づき非課税口座が廃止される場合

第12条（約款の変更）

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第13条（その他）

- (1) 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利息をお支払いいたしません。
- (2) 第9条の規定に従い、申込者に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (3) 本約款に別段の定めのないときは、「証券振替決済口座管理約款」および「累積投資約款」等（お客様がつみたて投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄、および成長投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下、本項から第5項において「当該約款」といいます。）を含みます。）の各約款に従うものとします。またお客様が、当該約款に基づき、つみたて投資枠あるいは成長投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有される場合において、当該約款と本約款の内容が抵触する場合には、当該約款の規定にしたがうものとします。
- (4) お客様が2023年12月31日において、2024年1月改定前の本約款第4条第1項の規定に基づき、非課税口座に設けられた累積投資勘定での買付けの申込み（「つみたてNISA」での買付取引）に係る本サービスに関する契約（以下、本項において「当該契約」といいます。）を締結していた場合において、当行が2024年1月改定後の当該約款（以下、「改定後の当該約款」といいます。）第2条第6項の2の規定に基づき、2024年1月1日において、お客様の非課税口座に特定累積投資勘定を設定した場合には、当該契約は、お客様のつみたて投資枠に係る本サービスに関する契約とみなして、2024年1月改定後の本約款、および改定後の当該約款の規定を適用します。
- (5) お客様が2023年12月31日において、当行の非課税口座に設けられた非課税管理勘定を優先して、2024年1月改定前の本約款に係る、本サービスの適用を受けることに関する契約（以下、本項において「当該契約」といいます。）を締結していた場合において、当行が2024年1月改定後の当該約款（以下、「改定後の当該約款」といいます。）第2条第6項の2の規定に基づき、2024年1月1日において、お客様の非課税口座に特定非課税管理勘定を設定した場合には、当該契約は、お客様の成長投資枠に係る本サービスに関する契約とみなして、2024年1月改定後の本約款、および改定後の当該約款の規定を適用します。ただし、当該契約に係る指定銘柄が、成長投資枠で買付けの申込みができる投資信託の銘柄である場合に限りです。

以上

2024年1月改定